

白山市監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長職務代理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月30日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

1 定例監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月22日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会事務局生涯学習課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年1月28日（白山市監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
市が執行するレッツホールつるぎ施設使用料について、検討されたい。	令和5年度予算から、歳出科目を実情に即したものに改めることとしました。 (使用料から負担金に変更)